

官報

号外

昭和二十九年五月七日

○第十九回 参議院會議錄第四十二号

昭和二十九年五月七日(金曜日)午後二時四分開議

議事日程 第四十二号

昭和二十九年五月七日

午前十時開議

第一 当せん金附証票法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第二 入場税法案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第三 宮城県石巻山下に無集配特定郵便局設置の請願

(委員長報告)

第四 広島県和田村に無集配郵便局設置の請願

(委員長報告)

第五 福島県富成郵便局の集配事務開始に関する請願

(委員長報告)

第六 熊本県芳野郵便局の集配事務開始に関する請願

(委員長報告)

第七 青森県小湊町に郵政省結核療養所設置の請願

(委員長報告)

第八 東京都西品川に特定郵便局設置の請願

(委員長報告)

昭和二十九年五月七日 参議院會議錄第四十二号 議長報告

第九 岡山市平井地区に特定郵便局設置の請願

(委員長報告)

第一〇 福島県中村町西部地区に特定郵便局設置の請願(二件)

(委員長報告)

第一一 長崎県下原簡易郵便局の無集配特定局昇格に関する請願

(委員長報告)

第一二 合併市町村の郵便局等の統合整理促進に関する請願

(委員長報告)

第一三 長崎県西有家郵便局の集配局昇格に関する請願

(委員長報告)

第一四 北海道占冠郵便局電報配達員増員に関する陳情

(委員長報告)

第一五 特定郵便局事務の請負化反対に関する陳情

(委員長報告)

○副議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昨六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 堂森 芳夫君

法務委員 宮本 邦彦君

大蔵委員 松本 昇君

文部委員 白井 勇君

厚生委員 松澤 兼人君

農林委員 吉田 萬次君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 松澤 兼人君

法務委員 小野 義夫君

大蔵委員 白井 勇君

文部委員 吉田 萬次君

厚生委員 堂森 芳夫君

農林委員 松本 昇君

同日電氣通信委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 島津 忠彦君(島津忠彦君の補欠)

同日補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 寺本 廣作君(武蔵常介君の補欠)

同日衆議院から、同院は第十九回国会の会期を五月九日から五月二十二日まで十四日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。

モーターボート競走法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

厚生省関係法令の整理に関する法律案

文化財保護法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

農業委員会法の一部を改正する法律案(小枝一雄君外十六名提出)

農業協同組合法の一部を改正する法律案(金子與重郎君外十六名提出)

公職選挙法の一部を改正する法律案(公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

恩給法の一部を改正する法律案

航空技術審議会設置法案
調達庁設置法等の一部を改正する法律案
内閣及び総理府関係法令の整理に関する法律案

同日修正議決した衆議院送付の左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。

地方税法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書を提出した。

当せん金附証票法の一部を改正する法律案可決報告書

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案審査報告書

国立国会図書館の経過に関する報告審査報告書

入場税法案可決報告書

運輸委員会請願審査報告書第二号同特別報告第二号

同日本院は、衆議院回付の左の内閣提出案に対する衆議院の修正に同意した。旨衆議院に通知した。

昭和二十九年五月七日 参議院會議録第四十二号 會議 対米債務等に関する緊急質問

建設省関係法令の整理に関する法律案

利息制限法案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

株式会社以外の法人の再評価額立金の資本組入に関する法律

建設機械抵当法

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律

建設省関係法令の整理に関する法律

利息制限法

同日左の質問主意書は内閣に転送した。

対中共並びに韓国漁業問題についての再質問主意書(青山正一君提出)

同日議長は、社会保障制度審議会委員中山壽彦君、谷口弥三郎君及び廣瀬久忠君の任期満了による補欠として中山壽彦君、谷口弥三郎君及び廣瀬久忠君を推薦した旨を内閣に通知した。

同日議院において採択することを議決した高知県山田町の地域給に関する請願外三十五件の請願及び熊本県牛深町の地域給に関する陳情外二件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日内閣から左の報告書を受領した。

日本銀行法第十三条の三第十号の規定による報告書

○副議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。

○羽生三七君 私はこの際、対米債務等に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○天田勝正君 私は、只今の羽生三七君の動議に賛成いたします。

○副議長(重宗雄三君) 羽生君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。羽生三七君。

〔羽生三七君登壇、拍手〕

○羽生三七君 かねて懸案中のガリオア、イロア等、米國が日本を占領中の対日援助処理について、来たる十一日から日米會議が開催される模様でありますので、私はこの際日本社会党を代表して、以下数個の点について政府の所見を質したいと思ひます。なお、私は主観的な意見を極力避けまして、問題点のみを質しますので、答弁もそのつもりで具体的にお願ひいたします。

先ず問題の第一点は、これら対日援助を負債として政府単独の見解においてこれを処理せんとする法的根拠について具体的に御説明をお願いしたいのであります。昨日の衆議院外務委員会において、外務大臣は、国会の承認を得て債務が確定すると答弁されたように聞いておりますが、国内的にはとにかく、対米關係から言いますと、政府の決定は、国会自身を拘束することになるのではないかと思ひますが、政府の見解

を伺いたいと思ひます。なお、政府がこれを債務と確認するに至つたのは、時期的に言つていつからでありましたか。二、三年前までの国会における政府答弁は、現在の政府の見解と著しく異なつていたように思われるのであります。そこで平和条約締結の過程において、何らかの問題について話合つたのでありましょうか。その辺も併せて御答弁をお願いいたします。これが問題の第一点であります。

問題の第二点は、これら占領中の対日援助については、国会はしばしば感謝決議を行なつたのでありますが、これは多くの国会議員が、これを純粋の援助と考へていたからであると思ひます。正当な援助に対して感謝することは当然であります。併し政府はこの問題について、これが負債か、それとも債務を伴わざる純粋の援助かという基本的な問題について、特にガリオア等に関して何らかの話し合いをしたことがあるのでありましょうか。それとも最初からそういう基本的な問題には触れず、債務確認を前提として、その総額、条件等を問題の出発点とする方針なのであります。この点率直にお答えをお願いいたします。

本が受取つた原料、物資その他の援助と言われておりますが、我が方の見返資金積立以前のもの、米國側の一方的記帳を基礎としてゐるものにも聞いております。この不明確なものについては、どのようにして算定するお考えでありますか、政府の見解をお示し願ひたいのであります。

問題の第四点は、これら債務の総額を、米國側は或いは二十億四千四百万ドルとも言ひ、或いは日本側としては一億九千九百五十万ドルと推算していることとありますが、具体的にその推算の基礎を示されたいのであります。

問題の第五点は、これらいわゆる債務と終戦処理費との関連についてであります。終戦処理費はその総額が五千二百億圓、四十七億ドルという計算になつております。五千二百億圓が四十七億ドルという換算はいささか変に聞こえますが、これは当時正規の単一為替レートが存在せず、複數制レートであつたこと、政府が暫定的に軍換算率によつて示した数字が以上のものであると、それはともかくといたしまして、この膨大な終戦処理費を日本国民は負担して来たのでありますから、対日援助との終戦処理費との関連で何らか具体的な話し合いをされたことはございませんでしょうか、この点を伺ひます。勿論私は、これによつて直ちにこの彼此相殺という結論を導き出すものではありませんが、併しかくのごとき膨大な経費を負担して来た事実を鑑み、これについて十分な我がほうの見解を相手側に披瀝する、或いは率直に述べ、そういう用意が政府にあるかどうかを具体的ににお聞かせ願ひたいのであります。

第六点は、大蔵大臣は、債務返還については西独よりも有利な条件を期待すると語つてゐるようでありましたが、事実西独への援助は経済援助的な色彩が濃厚でありまして、その点我が國の場合と著しく条件の相違があると思ひます。これは現に私西独へ参つたときにも、このことは或る程度聞いて参りました。我が國の場合は食糧、軍用衣料等のウェイトが多いと思はれるのであります。これを数字的に見ますと、援助額中に占める食糧費關係の比率は、一九四五—一六が八八%、一九四七年が七一・五%、一九四八年が少し減りまして五〇・五%、それから一九四九年は六〇・八%と食糧費關係が圧倒的に多いのであります。更に、當時の食糧は、品質的にも相当問題があつたのであります。當時の食糧事情から、国民はよくこれを忍んだのであります。而も更に重要なことは、国民はこれに対して皆正当な代償を支払つてゐるということでありまして、(「そうだ」と呼ぶ者あり)今度若しこれが債務と確定して、国民の負担において返済することとなれば、国民の立場から

曾えは二重払いということになるのではないかと思ふのであります。だからガリオアと言へば、言うまでもなくこれは占領地救済資金でありまして、これによつて援助された物資は、通常の貿易による輸入ではないはずであります。先にも述べましたように、国会が感謝決議を行つたのは、率直に申して、これを債務の伴わざる純粋の援助だと考えたからであることに間違ひはありません。大蔵大臣は、これらの点を勘案して、具体的に西独に比してどの程度の条件緩和を期待してゐるのか、率直にお述べ願ひたいと思ひます。

問題の第七点は、対日援助見返資金特別会計設定以前のこと、この際暫く別として、この見返資金特別会計設定後の八億七千万ドルにつきましては、この使途は正確に限定されてゐたと思ふのであります。即ちこの会計が開始に引継がれるまでの総額は三千六百九十九億円であります、その内訳は、債務償還一千八百八十四億円、公企業投資八百八十四億円、私企業融資一千六百七十七億円、計三千六百六十九億円となつてゐるのであります。なお又この私企業関係の内容は、電力、海運等が主なるものであります、この会計が現在開帳に引継がれてゐることは先ほど述べた通りであります。そうだといたしますと、この対日援助が債務と確定して、国民の税負担でこれを賄ふ場

合、この場合国民の税負担で一部私企業を育成して来たという理窟になると思ひますが、政府の見解はどうでありましようか。これは勿論対米問題とは関係のない純粋国内問題としての問題であります。この点についてお答えを願ひます。

問題の第八点、日本側としては返済する資金が何らかの形で東南アジア方面に還流することを期待してゐるものこととありますが、具体的にどのようになことを期待しておられるのでありますか、お聞かせ願ひます。

問題の第九点、日本経済の現状は、言うまでもなく輸出の不振等から貿易上のアンバランスが著しく、外貨の保有も漸減の一途を辿つてゐることは言ひまでもありません。而も防衛費の増加が国民生活への圧迫となつております現状からして、この債務問題の処理如何は、東南アジア諸国に対する賠償問題等とも関連して、日本経済に重大な影響を及ぼすこととなり、延いては真の意味において却つて日本の安全の障害となるような情勢も生じかねないと思はれるのであります。更に又我が国は、敗戦の結果多くの国土を失ひ、資源も乏しく、又歴大な過剰人口に悩ま

み、このまま進めば日本経済は重大な暗礁に乗り上げることは必至であります。これらの点を政府はどのように認識されておるか。又かかる見地に立つてアメリカと十分話し合う用意があるかどうかを率直にお述べ願ひたいのであります。

以上が大体私のお伺ひしたい主要な九点であります、最後にこの問題とはやや違ひますが、この関連で一つだけ外務大臣にお伺ひいたします。これは、この前のいつの日でしたか、当議場における緊急質問で曾議員がフィリピンに賠償問題について緊急質問をされたことがあります。その後交渉が中絶をし、使節団も帰国したような状況にあり、更に又この問題に關し、フィリピンのガルシア外相、ラウレル全權等もそれ／＼局面打開の発言を行なつてゐるようでありまして、その後の経過について、この機会に外務大臣から御報告を求めたいと思ひます。

以上を以て緊急質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕

○國務大臣(緒方竹虎君) 第一に、この対日援助を債務と心得る法的根拠はどこにあるかという御質問でありまして、この援助は、債務として確定したものでないものであります。政府が政府としましては、初めから道義的にこれは債務的なものである、債務であると思つて参つたのであります。

それから、政府の決定は国会を拘束するかどうかという御質問であります、本件は国会の承認がなければ、政府が如何なる決定をいたしましやうとも、憲法上確定債務となるはずはないのであります。

ります。又政府の決定が国会を拘束すると考えるのは全く根拠のないものであります。

平和条約締結の際にこの問題について話合つたかという御質問でありましたが、正式な話合ひの對象となつたことはございません。

それから、これまでこの対日債務についてアメリカ側と正式交渉をしたことがあるか。これは正式交渉をしたことはありません。

爾余の御質問に對しましては、所管大臣からそれ／＼御答弁いたします。(拍手)

〔國務大臣岡崎勝男君登壇、拍手〕

○國務大臣(岡崎勝男君) 大体、只今副總理から答へられた通りであります。が、補足して申し上げます、政府が当初から債務と心得ておつたということ、副總理の申された通りであります。が、まだ、この心構えを文書で確認したものとしましては、昭和二十四年四月十四日に締結されました「阿波丸請求権の処理のための日米間の協定の附屬の了解事項」がありまして、その中で「占領費並びに日本国の降伏のときから米國政府によつて日本國に供与された借款及び信用は日本國が米國政府に對して負うてゐる有効な債務である」ということを文書で確認しておりますが、ただその当時国会で御説明いたしました通り、これは憲法第八十九条に規定されてゐる意味の債務ではなく

て、何らかの形で將來處理解決を要するものであるという意味であることを、當時累次国会で御説明をいたしてあります。

それから総額の推算の基礎はどこにあるか。これは十九億とも言われ、二十一億とも言われ、又その他の数字も出ておりますが、いづれにいたしましても、双方の資料を突き合せまして、今後の交渉においてこれを確定する以外に方法はないわけでありまして。

又終戦處理費と対日援助の關係はどうであるかと、こゝういふことであります。が、これはもう、國際法等ではつきりとしたしてあります。に、いわゆる終戦處理費と稱すべき性質のもの、被占領國の負ふべきものであつて、これに對しては何ら疑ひを入る余地はないと考えております。従ひまして、法的には終戦處理費と対日援助との関連は何らないのであります。が、ただ、實際上日本としましては、相当歴大なる財政支出を終戦處理費としていたしておるのでありますから、今後の交渉に當りましては、この点は十分考慮いたすべきものと考えております。

なお、この金は、將來東南アジア等に還流するのではないかという趣旨の御質問であります。が、これはつきり私は御質問の意味をとり得ないのであります。が、只今政府の考えておりますことは、賠償は賠償、或いは東南アジ

昭和二十九年五月七日 参議院會議第四十二号 当せん金附証票法の一部を改正する法律案外一件

アとの経済協力というよりなことは、又それで解決いたすのであつて、これと対日援助の返還等と結付けて考えてはおりません。従ひまして、例えば賠償等は条約上の義務として日本が行うべきものであると、明らかに区別をいたしてあります。

最後に、賠償問題についてのお尋ねであります。今も羽生君がおつしやいましたように、先方の要路者も解決のためにいろいろと努力をいたしておるのであります。なお大統領の特派しました視察団も、只今来朝中でありまして、この視察団等の視察の結果も、有力なる一つの解決の糸口になるのではないかと考えておりますので、事態は決して悪いほうには向いておらないと考えております。今暫くこれを静観して行きたいと考えておるのであります。(拍手)

〔国務大臣小笠原三九郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(小笠原三九郎君) お答えいたします。

日本側として債務を十九億五千万ドルと算定しておるようだが、その推算の基礎如何というお話でありました。実はこの数字は、通商産業省の企業局長が決算委員会で述べた数字が基になつておるようであります。実は御承知のごとくアメリカの対日援助の総額については、終戦後から二十四年見返資金特別会計設置までの期間は援助

物資の輸入も、商業勘定による輸入と同様に、占領軍当局で管理されておりましたので、日本側といたしましては、当時正確な数字を把握することができない状態にあつたのであります。而して總司令部経済科学局の統計によりますと、一応十一億八千四百萬ドルとなつておるのであります。この数字に見返資金特別会計設置以後の分として八億七千万ドルございますので、これを加えますと、合計二十億五千四百萬ドルとなる次第であります。ところが通商産業省企業局長が出した決算委員会での資料によりますと、この十九億五千万ドルをガリ

オア、イロアの分として見、更にS I M、サープラス・インセンティブ・マテリアルズ、この分が四千二百萬ドル、Q M、クォーター・マスターズ・マテリアルズ、これは五千七百万ドル、こつちのものを合せて合計二十億五千四百萬ドル、こつちの数字が出されておるのであります。併し、もとものとこれらの数字は性格の異なる二つの統計を置き合せたものであります。し、又これらのうち考慮すべきものがあると思われまゝるので、正確なものとは言えないと存じます。政府といたしましては、現在總司令部から引継いだ数字に基いて調査を進めておる次第であります。

それから終戦処理費の問題は、すでに対日援助関係につきましては、只今

外務大臣がお答え申上げた通りであります。西ドイツとの関係についてのお話でございますが、これは羽生さん仰せの通りに、いろいろ事情の違う点もございます。又併し、西独に對しても、いろいろ事情があつたようございしますが、日本といたしましても、目下賠償とか或いは防衛力の問題とか、経済自立等のいろいろ問題に直面しておるので、相当困難な事情もあることは御了承の通りでございます。この御了承の通りでございます。十分アメリカ側の理解を深めて、又日本が先ほどお話のごとくに主として食糧その他であつたという点等を考慮して、西独に對して不利にならないように折衝してもらいたいと考えておる次第でございます。目下のところ、まだそれ以上申上げる段階には参つておりません。

それから更に二重払いになるではないかというお話でございますが、これにつきましては、食糧等の援助物資を売却しました際に、国民はその代金を政府に支払つておりますけれども、これは政府と食糧等の消費者との関係であるのであります。今回交渉を開始いたします対米債務返済の問題は、日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の債務の返済の問題でございます。従ひまして、現在その調達財源を何に求めるかという点については、まだ結論を出す段階に至つておりません。

が、アメリカに對する関係におきましては、何ら二重払いにならないことは勿論、又国内的に見ましても二重払いになるという性質のものではないと考えております。

更に、見返資金三千六百六十五億圓が特殊の産業に利用されておるが云々というお話でございますが、これらの現在の段階では、一体この対日援助の性格とか、及びその返済総額とか、こつちの原則的な問題に重点があるものであります。この返済資金の調達をどうするかという、こつちの問題につきましては、これは追つて検討することにしたしたいと考えておる次第でございます。

以上を以てお答えいたします。(拍手)

○副議長(重宗雄三君) 日程第一、当せん金附証票法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第二、入場税法案(内閣提出、衆議院送付)

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。先づ委員長長の報告を求めます。大蔵委員長大矢半次郎君。

当せん金附証票法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十九年四月三十日
参議院議長 堤 康次郎
参議院議長河井彌八郎
当せん金附証票法の一部を改正する法律
当せん金附証票法(昭和二十三年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。
第十一条の次に次の一条を加える。
第十一条の二 前条の規定の適用については、遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)の規定により当せん金附証票を保管している警察署長又は同法及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百四十条の規定により当せん金附証票の所有権を取得した者は、受託銀行から直接に当せん金附証票を購入した者とみなす。
2 前項に規定する警察署長は、当該当せん金附証票の当せん金品の債権が時効に因り消滅するおそれがある場合に限り、受託銀行に對し、当該当せん金品の支払又は交付の請求をしなければならない。

3 前二項の規定により警察署長が受領した当せん金附証券の当せん金品に対する遺失物法及び民法第二百四十条の規定の適用については、当該当せん金品は、その警察署長が保管していた当該当せん金附証券とみなす。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第十一條の二の規定は、当せん金附証券法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二号)による改正前の当せん金附証券法の規定により政府の発売した当せん金附証券についても、適用する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

入場税法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年四月八日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

(小字及び一は衆議院修正)

入場税法案

入場税法

(課税範囲)

第一条 左に掲げる場所への入場には、この法律により、入場税を課する。

第一種

一 映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物等を多数人に見せ、又は聞かせる場所
二 競馬場及び競輪場
三 前二号に掲げる場所に類する場所で、政令で定めるもの

第二種

一 展覧会場(国立の博物館及び博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項の博物館(これに相当する施設を含む。)を除く。)
二 博覧会場
三 遊園地

(定義)

第二条 この法律において「催物」とは、第一種又は第二種の場所(以下「興行場等」という。)において、映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ、見せ物、競馬、競輪、展覧会、博覧会その他政令で定めるこれらに類するもので、多数人に見せ、又は聞かせるものをいう。

2 この法律において「主催者」とは、臨時に興行場等を設け、又は興行場等をその経営者若しくは所有者から借り受けて催物を主催する者をいう。

3 この法律において「入場料金」とは、興行場等の経営者又は主催者が、いずれの名義でするかを問わず、興行場等の入場者から領収す

べきその入場の対価をいい、当該入場料金について課される入場税額に相当する金額を含まないものとする。

(納税義務者)

第三条 興行場等の経営者(当該興行場等について別に主催者がある場合を除く。以下「経営者」という。又は主催者(以下「経営者等」と総称する。))は、興行場等への入場者から領収する入場料金について、入場税を納める義務がある。

(課税標準及び税率)

第四条 入場税は、入場料金を課税標準として、左の各号に掲げる税率により課する。

一 第一種の場所

入場料金が一人一回について四十円以下であるとき
入場料金の百分の二十

入場料金が一人一回について四十円をこえ、七十円以下であるとき
入場料金の百分の三十

入場料金が一人一回について七十円をこえ、百五十円以下であるとき
入場料金の百分の四十

入場料金が一人一回について百五十円をこえ、二百五十円以下であるとき
入場料金の百分の五十

入場料金が一人一回について二百五十円をこえ、五百円以下であるとき
入場料金の百分の六十

二 第二種の場所

入場料金の百分の十
2 交響楽、器楽、声乐等の純音楽、純オペラ、純舞踊、雅楽、文楽若しくは能楽をもつばら研究発表する会場への入場又はスポーツを催す競技場への入場について

前項第一号の規定にかかわらず、左の税率により課する。
入場料金が一人一回について七十円以下であるとき
入場料金の百分の二十

入場料金が一人一回について七
入場料金が一人一回について七
入場料金の百分の四十

(免税点)

第五条 前二種の場所への入場者から領収する入場料金が一人一回について二十円以下であるときは、入場税を課さない。

2 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条(学校の範囲)に規定する小学校その他政令で定める学校の教員の引率により、当該学校における教育に資するため、当該学校の生徒、児童又は幼児を興行場等に入場させる場合において、入場料金が一人一回について三十円以下であるときは、前項の規定にかかわらず、当該入場には、入場税を課さない。

第六条 第一種の場所の経営者等が当該場所への入場者から領収した金額(回数券又は定期券の発行により領収した金額を除く。以下第二項において同じ。))が、同一税率の適用を受ける入場料金の最高額(第四条第一項第一号又は同条第二項の規定を適用する場合において、入場料金に対する税率区分が異なることとなる境界の金額としての四十円、七十円、百五十円又は七百円をいう。)と当該最高額に

対する入場税額との合計額をこえ、当該最高額とこれに対し入場料金が当該最高額をこえる場合における直近の税率を乗じて計算した金額との合計額以下であるときは、その領収した金額から当該最高額を控除した額に相当する入場税を課する。

2 経営者等が興行場等への入場者から領収した金額が、前条第一項に規定する金額(前条第二項に規定する場合に該当するときは、同項に規定する金額。以下この項において同じ。)をこえ、当該金額とこれに対し第四条第一項第一号若しくは同条第二項に規定する税率のうち最低のもの又は同条第一項第二号に規定する税率を乗じて計算した金額との合計額以下であるときは、その領収した金額から前条第一項に規定する金額を控除した額に相当する入場税を課する。

昭和二十九年五月七日 参議院會議第四十二号 当せん金附証票法の一部を改正する法律案外一件

八四二

第七條 左の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる金額を入場料金として、入場の際、徴収したものとみなす。この場合において、経営者等が入場料金の一部又は低額の入場料金を徴収しているときは、これらの料金は、徴収しなかつたものとみなす。

一 経営者等が興行場等への入場について入場料金を定めている場合において、その入場料金の全部又は一部を徴収しないで、興行場等に入場させた場合（当該入場が公務又は業務による場合を除く。）その定めている入場料金の額

二 入場につき、通常、入場料金を徴収して催物を行う第一種の場所において、催物（当該催物と同じ種類の催物に参加することを業とする者が主として参加するものに限る。）を行う経営者等が入場料金を定めず、且つ、入場料金を徴収しないで入場させた場合又はその定めた入場料金の額が通常徴収すべき入場料金の額に比し著しく低額であり、且つ、

その定めた入場料金を徴収し、若しくは徴収しないで入場させた場合（国、地方公共団体その他法令で定める者が催物を行う場合を除く。）当該催物の開催その他当該場所に入場させるために要した経費を当該場所に通常入場させることができる人員（第十九条第一項の規定により入場券を交付した場合においては、交付した入場券の枚数に應ずる人員）の枚数で除して得た額

2 経営者等が興行場等への入場について入場料金を定めている場合において、回数券又は定期券により興行場等に入場させたときは、入場の際、その定めている入場料金を当該入場に係る入場料金として徴収したものとみなす。この場合において、回数券又は定期券の発行により経営者等が徴収している金額があるときは、当該金額は、徴収しなかつたものとみなす。

（免税実行）
第八條 別表の上欄に掲げる者が主催する催物が左の各号に掲げる条件に該当する場合において、第三項の規定による承認を受けたときは、当該催物が行われる場所への入場については、入場税を免除する。

一 当該催物が演劇、演芸、音楽、スポーツ、見せ物、展覧会又は博覧会であること。
二 当該催物が学生、生徒、児童その他当該催物と同じ種類の催物に参加することを業としないう者により行われるものであること。

三 当該催物に係る純益の全額が別表の下欄に掲げるもののため支出されること。
四 当該催物に参加し、又は関係する者が何らの報酬を受けないこと。

2 別表の上欄に掲げる者のうち政令で指定するものについて前項の規定を適用する場合においては、同項第一号及び第二号に掲げる条件は、必要としない。

3 前二項の規定により入場税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする催物を開催する日の五日前までに、その氏名又は名称、催物の種類、開催の場所及び期間、入場料金、免除に該当する事由その他政令で定める事項を記載した申請書を、当該催物を開催する場所の所在地の所轄税務署長に提出して、その承認を受けなければならない。

4 税務署長は、前項の規定により申請書を提出した者が開催する催物の回数、期間、入場料金、場所

その他の計画が入場税の保全上不適当であると認められる場合においては、前項の承認をしないことができる。

5 第一項第三号に規定する純益の計算について必要な事項は、政令で定める。

6 第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた者は、その免除を受けた催物の終了後十日以内に、当該催物に係る収入及び支出の明細書並びに支出された純益を徴収した事実を証明する書類を、その免除をした税務署長に提出しなければならない。

7 税務署長は、第一項又は第二項の規定により免除を受けた者の申請により、前項の期間内に同項に規定する明細書又は書類を提出することができないことについて、やむを得ない事由があると認めるときは、その期間を延長することができる。

8 第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた主催者がこれらの項に規定する条件に違反した場合において、その免除をした税務署長は、第十二条第一項の規定にかかわらず、当該主催者から、直ちに、その免除に係る入場税を徴収する。

（課税標準額の申告）
第十條 経営者等は、政令で定めるところにより、その徴収した毎月分の入場料金の総額（以下「課税標準額」という。）を催物の種類及び税率の区分に従つて記載した申告書を、翌月十日までに、興行場等の所在地の所轄税務署長（以下「所轄税務署長」という。）に提出しなければならない。但し、経営者がその経営を廃止し、又は主催者が催物を終了したときは、当該経営者又は主催者は、その廃止し、又は終了した日までの課税標準額（本文の規定によりすでに申告した課税標準額を除く。）について、その廃止し、又は終了した日から五日以内に、当該申告書を提出しなければならない。

2 第八條第七項の規定は、前項の申告書の提出について、これを準用する。

（課税標準額の決定通知）
第十一條 前条の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された課税標準額が税務署長において調査したところと異なるとき、又は当該申告書の提出がない場合には、税務署長は、その調査によつて課税標準額

第九條 文化財保護法（昭和二十五

を決定し、当該申告書を提出した、又は提出すべき義務がある経営者等に通知する。

(納期)

第十二条 入場税は、入場料金を領収した日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。

2 第十条第一項但書の規定に該当する場合においては、前項の規定にかかわらず、同条第一項但書の規定による申告書が提出された後又は前条の規定による通知がされた後、直ちにその入場税を徴収する。

(入場税の還付)

第十三条 経営者が興行場等の経営を廃止し、休止し、若しくは中止し、又は主催者が催物を中止したため、その領収した入場料金及び当該料金について課された、又は課されるべき入場税額に相当する金額を払いもどした場合には、当該入場税額がすでに納付されているときは、政令で定めるところにより、当該入場税額に相当する金額を還付する。

2 前項の規定により入場税額に相当する金額を還付する場合において、経営者等が払いもどしをした月中に徴収されるべき入場税額(利子税額及び延滞加算税額を除く。)があるときは、当該税額から還付すべき入場税額に相当する額

を控除し、なお控除すべき不足額があるときは、その後に徴収されるべき入場税額から順次これを控除することができる。

(入場税の保全担保)

第十四条 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、左の各号に掲げる場合において、入場税の保全のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、経営者等に対し、金額及び期間を指定して、入場税につき担保の提供を命ずることができる。

一 臨時に興行場等を設け、又は興行場等をその経営者若しくは所有者から借り受けて催物を主催する場合

二 経営者の資力がその納付すべき入場税額に比して薄弱であるため、入場税の納付を怠る虞がある場合

2 前項第一号の規定により指定する期間は、第十二条第二項又は第二十五条第三項の規定により入場税を徴収される日又は第八条第一項若しくは第二項の規定により入場税の免除を受けた者が同条第六項に規定する明細書及び書類を提出する日までの間とする。

3 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要があると認めるときは、第一項の金額又は期間を変更することができる。

4 第一項の規定による担保の提供の手続について必要な事項は、政令で定める。

(担保の種類)

第十五条 前条の規定により提供する担保の種類は、左に掲げるものとする。

一金銭

二 国債及び地方債

三 国税庁長官、国税局長又は税務署長が確実と認める社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。)

四 土地

五 火災保険に附した建物

六 国税庁長官、国税局長又は税務署長が確実と認める保証人の保証

七 前各号の外、政令で定めるところ

(担保の変換)

第十六条 第十四条の規定により担保を提供した者は、当該担保の提供を命じた者の承認を受けた場合に限り、担保を変換することができる。

(担保の処分等)

第十七条 第十四条の規定により金銭を担保として提供した納税義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつて入場税の納付に充てることができる。

2 第十四条の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が第十二条の規定による納期限(第八条第八項又は第二十五条第三項の規定に該当するときは、国税徴収法(明治三十年法律第二十号)第六条(納税の告知)の規定により指定された納期日)までに入場税を納付しないときは、税務署長は、直ちにその担保として提供された金銭をもつて入場税に充て、若しくは金銭以外の担保物を国税滞納処分の場合の財産の処分の例により処分して、その代金をもつて入場税及びその処分費に充て、又は保証人に対してその旨を通知して入場税を納付させる。

3 前項の場合において、担保として提供された金銭又は処分した代金の額をもつて徴収すべき入場税及び滞納処分費に充ててなお不足があるときは、納税義務者から国税徴収の例により、その不足額を徴収し、又、保証人がその納付すべき入場税を完納しないときは、

まず納税義務者から国税徴収の例により、これを徴収し、その徴収した金額をもつて入場税及び滞納処分費に充ててなお不足があるときは、又は不足があると認めるときは、保証人から国税徴収の例によりその不足額を徴収する。

4 前項の保証人は、国税徴収法第三十二条(財産をかくす等の罪)の規定の適用については、納税者とみなす。

(担保物についての国税の先取権)

5 担保物についての国税の先取権の規定は、第十四条の規定により提供された担保物について準用する。

(利子税額)

第十八条 入場税を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六条(納税の告知)の規定により指定された納期日までに入場税額を完納しないときは、その未納に係る入場税額に対し、当該納期日(第二十五条第三項の規定により入場税を徴収する場合において、当該納期日が第十二条に規定する納期限よりおそいときは、当該納期限)の翌日から当該入場税額を納付する日までの日数に應じ、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額を入場税額にあわせて徴収する。

2 前項の場合において、納税義務者がその未納に係る入場税額の一部を納付したときは、その納付の日(翌日以後の期間に係る利子税額の計算の基礎となる入場税額は、同項の未納に係る入場税額からその一部納付に係る入場税額を控除した額による)。

昭和二十九年五月七日 参議院會議第四十二号 当せん、金附証票法の二部を改正する法律案外一件

八四四

- 3 利子税額の計算の基礎となる入場税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該入場税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。
- 4 利子税額が三百円未満である場合には、これを徴収しない。
- 5 第二項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において、当該納税義務者が納付した入場税額が同項の未納に係る入場税額に達するまでは、その納付した税額は、当該入場税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八条（公売代金等の充當又は配分）の規定の適用を妨げない。
- （入場券の交付及び切取の義務）
- 第十九条 経営者等は、左の各号に掲げる場合を除く外、興行場等に入場させるとき、又は前売その他いずれの名義であるかを問わず、あらかじめ入場料金を徴収するときは、政府が発行する用紙（以下本条中「用紙」という。）をもつて入場券とし、これを入場者に交付しなければならない。
- 一 〇第二種の場所への入場者から徴収する入場料金が、一日を通じすべて一人一回について二十四以下である場合
- 二 第七条第一項第一号に規定する公務又は業務により入場する者を入場させる場合
- 三 第七条第一項第二号の規定の適用を受けるべき場合のうち入場料金を徴収しないで入場させる場合
- 四 第八条第一項又は第二項の規定により免除を受ける催物を行う場合で、税務署長が指定するとき
- 五 第九条に規定する文化財のみを公開する場所に入場させる場合
- 六 その他入場券の交付を必要としないと認められる場合で、政令で定めるとき
- 2 前項の用紙は、税務署長が、政令で定めるところにより、経営者等に交付する。
- 3 税務署長は、用紙を交付する場合においては、特別の事由がある場合を除き、経営者等がその時までに納付しなければならない入場税を完納したこと及びその時まで使用していない用紙の数を確かめた上でなければ、これを交付してはならない。
- 4 税務署長は、第十四条の規定によつて担保の提供を命じた場合において、経営者等に用紙を交付するときは、当該経営者等が担保を提供するまで、これを交付しないことができる。
- 5 経営者等は、毎月使用した入場券の種類別に枚数を記載した申告書を、第十条の規定による申告書にあわせて所轄税務署長に提出しなければならない。
- 6 経営者等は、入場者を興行場等に入場させる際、入場券の呈示を求めてその半片を切り取り、他の半片を当該入場者に返さなければならない。
- 7 経営者等は、第二項の規定によつて交付を受けた用紙を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。但し、所轄税務署長の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 8 用紙の種類及び様式又は形式は、大蔵省令で定める。
- （特別入場券等の発行）
- 第二十条 経営者等は、指定席券により入場させる場合その他特別の事情がある場合において、所轄税務署長の承認を受けたときは、前条第一項に規定する用紙以外の用紙で作成した入場券（以下「特別入場券」という。）を発行することができる。
- 2 経営者等が特別入場券又は回数券若しくは定期券を発行しようとする場合においては、税務署長の検印を受けなければならない。
- 3 前条第三項、第四項及び第七項の規定は、特別入場券についての前項の場合について準用する。この場合において、「交付」とあるのは、「検印」と読み替へるものとする。
- 4 第二項の規定により検印を受けた特別入場券は、第七条第一項第二号並びに前条第一項、第五項及び第六項の規定の適用については、入場券とみなす。
- （開演等の申告）
- 第二十一条 興行場等を経営し、又は催物を主催しようとする者は、政令で定めるところにより、所轄税務署長に申告しなければならない。経営者等がその経営を廃止し、若しくは休止し、又は主催者がその催物を終え、若しくは休止したときも、また同様とする。
- 2 経営者等は、前項の規定により申告した事項に異動を生じたときは、政令で定めるところにより、所轄税務署長に申告しなければならない。
- （記帳義務）
- 第二十二条 経営者等は、左に掲げる場合を除き、帳簿を備え、政令で定めるところにより、入場人員、徴収した金額の総額その他業務に関する必要な事項を記載しなければならない。
- 一 〇第二種の場所への入場者から徴収する入場料金が一人一回について二十四以下である場合
- 二 第九条に規定する文化財のみを公開する場合
- （申告義務等の承認）
- 第二十三条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併に因り設立された法人は、合併に因り消滅した法人の左に掲げる義務を、相続の開始があつた場合においては、相続人（包括受遺者を含む。）は、被相続人（包括遺贈者を含む。）の左に掲げる義務を、それぞれ、承継する。
- 一 第十条又は第二十一条に規定する申告義務
- 二 前条の規定による記帳義務（当該職員に限る）
- 第二十四条 当該職員は、入場税に関する調査について必要があるときは、納税義務者又は納税義務があると思われる者に質問し、又はその業務に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。
- 2 当該職員は、経営者等の組織する団体（当該団体で組織する団体を含む。）がある場合において、入場税に関する調査について必要があるときは、当該団体に対して当該団体を構成する経営者等の経営等に関する参考となるべき事項を諮問することができる。
- 3 当該職員は、第一項の規定による質問若しくは検査又は前項の規定による諮問をする場合において

ては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならぬ。

4 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪の捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第二十五条 左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 詐偽その他不正の行為によつて入場税を免かれ、又は免かれようとした者

二 詐偽その他不正の行為によつて第十三条の規定による入場税の還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る免かれ、若しくは免かれようとした入場税又は受け、若しくは受けようとした還付金相当額の十倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該相当額の十倍以下とすることができ、又は減り受けた者

3 第一項第一号の場合において、第十二条第一項の規定にかかわらず、直ちにその入場税を徴収する。

第二十六条 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十条の規定による申告を怠り、又は申告を偽つた者

二 第十九条第一項の規定に違反して政府が発行して交付した用紙及び特別入場券以外のものを入場券とし、又は入場券に入場券(特別入場券を含む)を交付しなかつた者

三 第十九条第六項の規定に違反して入場券に入場券(特別入場券を含む)の呈示を求めてその半片を切り取り、他の半片を当該入場券に返さなかつた者

四 第十九条第七項(第二十条第三項において準用する場合を含む)の規定に違反して譲り渡し、又は譲り受けた者

五 第二十条第二項の規定に違反して特別入場券又は回数券若しくは定期券に検印を受けなかつた者

第二十七条 左の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第八条第三項の規定による申請書に偽つた記載をした者

二 第八条第六項の規定に違反して同項に規定する期間(同条第七項の規定により期間が延長さ

れた場合においては、当該延長された期間)内に、同項に規定する明細書若しくは支出された納税を領収した事実を証明する書類を提出せず、又はこれらの書類に偽つた記載をした者

三 第十九条第五項の規定に違反して毎月使用した入場券(特別入場券を含む)に関する申告書を提出しなかつた者

四 第二十一条の規定による申告を怠り、又は申告を偽つた者

五 第二十三条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

六 第二十四条第一項の規定による当該職員の間接に對して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又はその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第二十五条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して当該各条の罰金を科する。

第二十九条 第二十五条第一項の罪を犯した者には、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四十八条第二項(併合罪)、第六十三条(従犯

の刑の減輕)及び第六十六条(情状に因る刑の減輕)の規定は、適用しない。但し、懲役の刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して五日を超えた日から施行する。

2 この法律は、本州、北海道、四国、九州及びその附屬の島(政令で定める地域を除く)に施行する。

3 第二十一条第一項前段の規定は、この法律の施行の日から十日間を限り、この法律の施行前から引き続き經營者等であるものについては、適用しない。

4 この法律の施行前、地方税法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第 号)による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「旧地方税法」という)第七十八条第一項から第三項までの規定により入場税の免除を受けた催物で、この法律の施行の日から五日以内に開催されるものについては、第八条第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた催物とみなす。

5 旧地方税法第八十四条第一項の規定により都道府県が作成して交付した用紙をもつて經營者等がこの法

律の施行前に発行した入場券又は同条第二項に規定する入場券等引換券(同条第七項の規定により入場券とみなされるものに限る)は、この法律の施行後三月間を限り、第十九条第一項の規定による入場券とみなす。

6 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条中「及び物品税」を「物品税及び入場税」に改める。

7 印紙等模造取締法(昭和二十二年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「若しくは物品税法第十六条ノ二の規定による物品税証紙」を「物品税法第十六条ノ二の規定による物品税証紙若しくは入場税法第十九条の規定による用紙」に改める。

8 相續税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「揮発油税の下に、入場税」を加える。

9 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基き行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

昭和二十九年五月七日 参議院會議第四十二号 当せん金附証票法の一部を改正する法律案外一件

第一条中「及び揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)を」、「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)及び入場税法(昭和二十九年法律第 号)」に改める。
第十一条の次に次の一条を加える。

(入場税法の特例)
第十二条 軍人用販売機関等で、

別表

主 催 者	支出先又は支出の目的
一 児童、生徒、学生又は卒業生の団体	学校、社会教育関係団体又は公民館が行う社会教育、青年学校、日本赤十字社がその目的を達成するために行う業務(社会教育を含む)、社会福祉事業、更生保護事業、保護施設、児童福祉施設、身体障害者更生保護施設その他これらに類するもので、政令で定めるもの
二 学校(学校教育法第一条及び第九十八条第一項の学校並びに私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第六十四条第四項の法人の設置する学校をいう。この表において同じ)	
三 学校の後援団体	
四 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第十条の社会教育関係団体(この表において「社会教育関係団体」という。又は同法第二十一条の公民館)	
五 青年学級振興法(昭和二十八年法律第二百一十一号)第二条の青年学級(この表において「青年学級」という。)を開設する者	
六 日本赤十字社	
七 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の規定により届出をし、又は許可を受けて経営する社会福祉事業(この表において「社会福祉事業」という。)を行う者	

入場税法第一条に掲げる場所のうち、合衆国軍隊の直接管理に係るものへの入場については、入場税を免除する。
10 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。
第九十九条中「揮発油税」の下に「入場税」を加える。

八 更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)による更生保護事業(この表において「更生保護事業」という。)を経営する者
九 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による保護施設(この表において「保護施設」という。)を設置する者
一〇 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による児童福祉施設(この表において「児童福祉施設」という。)を設置する者
一一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者更生保護施設(この表において「身体障害者更生保護施設」という。)を設置する者
一二 その他前各号に掲げる者に類するもので、政令で定めるもの

「大矢半次郎君登壇、拍手」

○大矢半次郎君 只今議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず、当せん金附証票法の一部を改正する法律案について申し上げます。
本案は、衆議院議員淺香忠雄君外十八名の提出にかかるとあります。当せん金附証票法の現行規定によりますと、当せん金品の支払い又は交付は、証票の購入者又はその相続人その他の一般承継人に限られております。従いまして、最近岸和田市に起つた事

例のごとく、当せんした当せん金附証票を拾得し、警察に届出した場合に、落し主が判明しないときは、それにかかる債権は一年間の時効によつて消滅することとなり、後日において拾得者が民法の規定によつて所有権を取得することとなつたとしても、無価値の紙片に過ぎない結果となつてしまふのであります。又この間警察署長が、債権保全のため民法の規定に従つて忠実に管理義務を遂行しようとしても、現行法の下では当せん金品の支払い又は交付が受けられないのであります。かかる事例は今後も起り得ることであり

ますので、遵法精神に富んだ善行者を保護する意味において、当せん金附証票を拾得し、その後その所有権を取得した者等が、当該当せん金附証票の当せん金品を受取る事ができるよう、所要の改正をいたさうとするものであります。
本案審議の詳細は速記録によつて御承知願ひたいと思ひます。
質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。
次に、入場税法案について申し上げます。
本案は御承知のごとく、現在地方税として都道府県において徴収されております入場税について、今回地方財源の偏在を是正する等の税制改正の方針に基づきまして、現行法の課税範囲、税率等について、若干の変更を加えて国において徴収いたさうとするものであります。
次に、本案の内容の主なるものについて現行法と照応しつつ申し上げますと、第一点は、入場税の課税範囲につきまして、現行法では課税客体を三種に区分し、映画、演劇、展覧会場、遊園地への入場する行為のほか舞踏場、たまつき場等の施設の利用についても入場税を課することとしておりますが、国税として課税することの可否等を考慮して、今回は舞踏場等の施設の利用につきましては、課税範囲から除外することとしたしております。

第二点は、映画館等の入場税については、現在一律に入場料金の百分の五十となつておりますが、大衆娯楽の負担の軽減を図るため、今回入場料金を四十円から百五十円までの四段階に区分し、この区分に応じてそれぞれ最低百分の二十から最高百分の五十までの税率を課すると共に、展覧会場等についても百分の二十を百分の十に引下げております。

なお純音楽、純オペラ等の催物又はスポーツを催す場所については、現行法通り百分の二十の税率を適用することとしたしておりますが、入場料金が七百円を超えるものについては、負担の均衡上百分の四十の税率を課することとしております。

第三点は、現行法には免税点の規定がありませんが、今回入場料金が二十四円以下の場合には課税しないこととするほか、小学校等の児童等が教育的目的を以て団体入場する場合、入場料金が三十四円以下であるときは非課税としております。又教育関係団体、社会福祉関係団体等が社会事業等の目的を以て主催する催物等には、現行法通り入場税は免除することとしたしております。

なお御参考までに申し上げますと、入場税の本年度収見込は百九十二億円でありますが、別途提案になつております交付税及び譲与税配付金特別会計法及び入場譲与税法によりまして、こ

の会計において収納した入場税収入額の十分の九に相当する額をおおむね都道府県の人口を基準として配分することとなつております。

本意については、衆議院において修正議決されたものでありまして、修正の要旨を申し上げますと、映画、演劇等への入場料金については、五十円から百五十円までの五段階に区分し、その区分に応じてそれぞれ最低百分の十から最高百分の五十までの税率を課することとするほか、純音楽の催物等については、その入場料金が八十円以上の場合には、一律に百分の二十の税率により課税することとしたこととするものであります。更に又免税点の規定は、展覧会場への入場の場合のみ適用すること。本年四月一日の施行期日を「公布の日から起算して五日を経過した日」に変更したそうとすることでありました。

本案については、参考人より意見を聴取するほか、地方行政委員会と連合委員会を開く等慎重なる審議が行われたのであります。その主なる質疑応答を申し上げますと、「遊興飲食税と入場税は大体同じ性質のものであるのに、この際政府はなぜ入場税のみを国税に移管するのか」との質疑に対し

ては、大蔵大臣より、両者について一挙に国税に移管することは種々困難な事情もあり、この際は比較的財源の偏在度の強い入場税のみを取上げ、漸

進的に地方財源の調整を図ろうとするものであるとの答弁があり、又衆議院の修正によつて、一応相当額の減収が予想され、これらの補填は一兆円の予算に影響するものと思われるが、その処置如何」との質疑に対し

は、大蔵大臣より、「入場税の収見込込については多少のゆとりがあるものと思われるが、万一収収が不足する場合には、一般会計に繰入れる一割相当額十九億二千万円を歳入減とみなし、更に不足する場合は、特別会計において一時借入金ができることとなつて二十億圓を以て充当することとし、なお不足する場合は次年度の予算に計上し、地方財政に支障なきよう取計らいたい」との答弁がありました。

このほか現行地方税法の三種を国税から除外した理由等についての質疑応答がありました。その詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、小林委員より、「本案に対する衆議院の態度未決定のため、我々は昭和二十九年予算に対する態度決定を留保し、従つて未曾有の予算自然成立という事態を招来したのであるが、衆議院は政府原案に相当の修正を加え、譲与税の不足補填のため一般会計より捻出せざるを得ざらした。顧みて昭和二十九年予算に対する我々の態度決定留保の賢明であつたことを痛感する次第である。衆議院の修正により、

政府原案は当初の目的を達成することには困難な状態となつてゐるから、この際政府はその態度を明らかにすべきものと思われ、この点大いに不満とするところであるが、入場税を国税に移管することは、地方財源の偏在是正に一歩を進めるものとして賛意を表する。

併しその徴収に当つては、業者の資金繰り及び優待券の問題等について円滑なる運用を期待すると共に、税率の引下げに伴い入場料金の引下げ乃至施設の改善等に努力すべきである」との要望を附して賛成の意見が述べられ、菊川委員より、「地方自治体に独立財源を確保すべきであること、地方財源の偏在是正のためという理由は妥当ではないこと、遊興飲食税の移管を取りやめ、比較的政治力の弱い入場税のみを対象としたこと及び移管反対陳情に鑑み、国税当局は真摯なる自己反省をすべきである」と、以上の点から反対する」との意見が述べられ、次いで東委員より、菊川委員と同様な趣旨の発言がなされたのでありますが、更に「僻地の特殊事情に鑑み、地方の徴税については十分配慮すべきであり、又入場税は大衆課税となるので反対する」との意見が述べられ、更に堀木委員より、「今回の交付税、譲与税等を新設するがごとき税財政改正に当つて総合的配慮が欠けているから、将来中央地方を通ずる財政の確立に努められたい」と等の要望を附して賛成の意見が述べられ、なお平林委員より、「去る四月二十三日の本院本会議における決議に対し、吉田内閣はその責任を明確にすべきである。このような意味において本案の趣旨には賛成であるが、大局的見地からあえて反対せざるを得ない」との意見が述べられました。

討論を終り、採決の結果、多数を以て、衆議院送付案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重宗雄三君) 入場税法案に対し討論の通告があります。順次発言を許します。成瀬清治君。

〔成瀬清治君登壇、拍手〕

○成瀬清治君 私は、日本社会党第四控室を代表いたしまして、只今上程されました本法律案に反対をいたすものでございます。以下簡単に反対の理由を申述べます。

入場税設定について、歴史的に申し上げますならば、敗戦直後の税制改革において、地方公共団体に独立財源を与え、中央に依存することなく、地方自治体が実質的に独立して行けるようにとの観点から、入場税として遊興飲食税と共に創設せられたものであります。即ち入場税は、地方の独立財源の中心をなすものであります。而して今回税制調査会は、この入場税及び遊興飲食税を税金の偏在是正のために、国税に移管せよと答申して参りました。政府はこの答申に接し、入場税、遊興

飲食税を答申通り、国税に移管する方針を最初に決定いたしました。が、汚職でとみに名を挙げました赤坂、新橋の待合、料理店を中心とした反対陳情に接するや、文字通り一夜のうちに約変し、入場税のみを国税に移管して、関係業者並びに国民に暗い影を与えたのであります。(拍手)元来入場税、遊興飲食税は車の両輪で地方税の中心をなして来たのであります。当時の、未だ現政府の汚職疑獄が表面化しておらなかったもので、国民も余り騒がなかつたのであります。若しこれが今日なされたとするなら、世論はその不明朗な取引を許さなかつたでしょう。

政府の税制改正の方途を見ておりますと、先づ最初に、今度はこの税制を改正するぞとアドバルーンを揚げます。業者が驚いて陳情に駆けつけて、嘘々陳情をしますと、その効果が実を結び、アドバルーンは泡のごとく消え去つて参ります。すると政府は又新しい税制改革のアドバルーンを揚げるのであります。白羽の矢を立てられた関係業者は陳情に駆けつける。このことが繰返えされ、陳情の度合が薄かつたと思われもののみが、法律案として提出されるように思われてならないのであります。民主政治を陳情政治のごとく考えており、又昨日も、我が党の松本議員の質問に答えて、吉田首相は、政党に対する政治資金は、政党政治の続く限りあるのは当然だと申され

ておるのであります。が、まさしく造船疑獄を初めとする今回の汚職で、その一端をさらけ出したごとく、この立法は、すべて献金、リベートのためにするといふ政府の態度は、国民を憤激せしめ、かかる吉田自由党内閣は、速かに退陣すべきであるといふのが、今日全国津々浦々の国民の声であります。(拍手)入場税法案は立法過程において誠に不明朗なものが、又遊興飲食税と共に入場税は、地方税として存置すべきであるといふのが我が党の態度であります。入場税は入場券手税として、地方公共団体へ交付されるのであります。地方自治体は結局中央へ陳情せねばならなりません。これは中央集権化であり、地方自治体の強化、確立とは逆行し、警察法改正などと共に反動立法であります。これが反対の第一の理由であります。

〔副議長退席、議長着席〕

反対の第二の理由は、課税範囲並びに課税標準及び税率を、プロ野球を初めとするスポーツと映画、演劇などの文芸関係の健全娯楽と競馬、競輪等の賭博的行為と同一にしておる点であります。否、競馬、競輪などの賭博的行為の入場に関しては、入場税は取らないという結果になつて、おるのであります。何となれば、競馬、競輪は大体において入場料金を一人一回五円から五十円で、課税対象以下の入場料金であります。従つて入場税は

課せられないということになるのであります。敗戦後の国民気風は、希望を失い、ために自暴自棄となり、利己的になり、賭博的行為に息を抜くといふのが、敗戦国民の例であり、これが情性となり、遂にその民族の滅亡を招くのであります。為政者、指導的立場にある者は、この国民に希望を与え、奮起を求める政策を立てることが何より大切であり、言葉のみの愛国心はどれほど大きな声で叫んでも、何の役にも立たないのであります。よき政策こそのみが敗戦の国民気風を一新するものであります。然るに、自暴自棄、利己的な国民気風に迎合して、競馬、競馬、モーターボート、小型自動車などの賭博的立法をなし、てら銭儲けを政府はやつておるのであります。が、政府は是非を悔い、かかる賭博的行為の入場には、税を重くし、少しでも国民が賭博的行為から遠ざかるようにすることこそ重要なことであると思われ、今回の改正においては、実情を知りつつ、入場税が全然課税されないようにし、却つてこれを奨励するかのときは、一部業者のための改正であると申すべきであり、国を憂へざる者のなす業であり、誠に遺憾に堪えなるところであります。(拍手)汚職と賭博は国を亡ぼすものであります。賭博的行為にチェックして、半面健全娯楽を推奨して行く、かかる法の改正こそ

なされるべきであります。これが反対の第二の理由であります。

第三点は、免税興行と入場税の保全担保の件が、委員会の質疑を通じてあいまいであるという点であります。免税興行におきましては、別表に事例を挙げ、その第十二項において「その他前各号に掲げるものに類するもので、政令で定めるもの」とあり、又支出先又は支出の目的の項で、事例を挙げ、終りに「その他これらに類するもので、政令で定めるもの」となつてゐるのであります。すべてが政令に委ねられてゐるのは、徴税者によつて融通自在であります。今までの例によりますと、正直者が馬鹿をみておるのであります。不正直者が世にはばかるような立法は、百害あつて一利なしであります。次に保全担保でありますが、国税庁関係の人たちによつて、その必要の認定が独断でなされるのであります。成るほど基準は第十四条の二項によつて示されておるのであります。その認定はやはり心証であります。主催者に脅威を与える権限を持つてゐるものが心証による認定は、汚職に発展する危険を十二分に持つてゐるのであります。即ち利害得失を及ぼすものもの認定が、あいまいな基準になつてゐることは、利に敏な業者につけ込まれ、知らず／＼の間に犯罪者を作り出すことになるのであります。

以上、要するに本法案は、その過程において不明朗であり、中央集権化であり、その内容において、賭博的行為の奨励をなし、国民の類魔的思潮に油を注ぐことは、国を危るものであり、又汚職が生み出される危険も十二分に持つておるのであります。我が党はかかる本法案に断固反対するものであります。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 東隆君。

〔東隆君登壇、拍手〕

○東隆君 日本社会党第二控室を代表して、入場税法案に反対の意思を表明いたします。

入場税は、大衆課税の標本であり、民主的な文化と健全な娯楽を国民に与えるために、この提案されてゐる入場税法案を審むことが、最も正しい措置であると確信するものであります。然るに政府は地方財源の偏在を正す理由にして、地方税から国税に移管しようとしておるのであります。そこには廃止の意図などは毛頭ありません。却つてその徴収機構を拡大しようとしておるのであります。

なぜ、政府はかくのごときことをあえてするのであるのでしょうか。それには理由があると思つてゐます。地方から財源を奪ひ取つて、中央集権的な権力政治をいたそうとしてゐるの、その理由であります。そのために基本になる地方財源を政府の手中に収

めることは、容易に我々に首肯することができることである。誠に今回の入場税の国税移管の措置は、自由党政府が中央集権的な威力を培うためのものであつて、警察法の改正や教育関係二法案その他と密接な関連を持つた法案であります。民選で出た、而も政府の言いなりにならない地方自治体の首長を支配するための道具立てであります。知事官選の布石とも言ふべきものであります。

政府が述べているように、入場税の国税移管が果して地方財源の偏在是正になるであらうか。我々は別途入場譲手税法案等によつて、百分の九十が人口の比重によつて配分されることを聞かされてはいますが、人口のみによつて按分したのでは、都市人口の多い府県に集中されることは、火を見るより明らかであります。従つて地方財源の偏在是正は名目のみであつて、このような配分をする限り、政府は税率その他をきめて、地方自治体の財源にするほうが賢明であると言わなければなりません。殊更に徴税の仕事を作り、地方公務員の職場に脅威を与えるようなことは、国家公務員の整理の埋合せを地方公務員の犠牲の上にやるのだと言われている、弁解の言葉がないではありませんか。こんなやり方は、自由主義経済を旗印にする政府としては、いささかその進路に昏迷を生じておるのではないかと思ひながらも、なぜこ

れを強行するのか。それには理由があるものであります。政府の地方財源偏在是正の方法は、先に述べたごとく国税として中央に集めたものを、人口割を以て配分することであり、併しこのことは、政府が百分の十を手許に残すことによつて、地方はそれだけ減収することになります。人口の多いところは入場税も多く取れるし、従つて配分も多くなるのでありますから、国税移管にするほどの是正とはなりません。そこで私は、真に政府が地方財源偏在の是正とするというならば、人口のみによらず、面積も配分のファクターに入れるべきであると申します。併し面積の条件を入れることは、政府が地方財源偏在是正の考えを持つていることを明らかにいたしました。これはいよいよ日本の雄略、即ち人口の多い県からの猛烈な反響を受けることになるので、政府はその反響を恐れて、ひたすら国会通過のために、是正にならない偏在是正の看板を掲げて、中央集権的勢力を培う野望に燃えているのであります。誠に政府は、地方財源の偏在是正を理由にして、巧妙にも地方の財源を掌握し、地方に命令をする、即ち中央集権的な威力を地方自治体の民選知事に加えんとするものであると断ぜざるを得ないのであります。若し然らずとするならば、地方財源偏在の是正を明

らかにして、その方途に忠実であるべきであります。

次に、国税に入場税が移管されることによつて、徴税の弾力性がなくなつて来ることであります。即ち地方には地方の事情があるのであります。それが一律に国税として取扱を受けることになり、機械的に課税されるために、不合理なことがたくさん出て来るのであります。この不合理なことの最たるものは、中央からかけ離れた地方において現われて来ると思ひます。都市から離れた農山漁村になるほど、その不合理さが増大をして参ります。私は北海道地区から出たものであります。私は北海道地区から出たものであります。各位に訴えるのであります。僻地教育の振興等が叫ばれていますが、北海道の開拓地には、娯楽機関がございせん。パツテリーを以て戦争前のフィルムが上映されておるのであります。フィルムは勿論「雨降りフィルム」であります。娯楽に飢えた開拓民は、それを夜を徹して繰返して見るのであります。入場料金は安いかも知れせん。併し距離の遠い電灯のないところに、は、相当な輸送費もかかるのであります。入場料は安くするはずはありません。安いのには、現代離れのしたフィルムで、都会人の想像外のフィルムでありますから、そういうことになつてくるのであります。而もそれに入場税がかけられることになるといひます。

す、文字通り「新派悲劇」であります。これは一つの例であります。かくのごとく田舎の何ら目を楽しませるものない、文化からほど遠いところから国税として吸上げることとなるのであります。開拓地を知つております者は、何らかの救済策を地方税の範囲で考へていられるのであります。今回の法律には、その弾力はありません。救済の片鱗もありません。ただあるのは、一律に課税して、合理化の実を挙げるといふのとどまつているのであります。

私は北海道の例を挙げたのであります。私は北海道の中にも、この「北海道」は存在するのであります。文化から見離された山村を見ると、よくわかります。島の住民を思ふと、よいのであります。これはまさしく人道問題なのであります。税制改革は、課税の合理化や徴税の増加だけであつてはなりません。以上述べたような不合理を是正するところに眞の税制改正の根本的な使命が横たつていゝと言わざるを得ません。

第三点は、弾力性がないため、文化からほど遠いものから更に根こそぎ文化の芽をもぎ取ることになるということであり、以上の三点は、本法案に賛成する政府並びに与党各位に猛省を私は促したい点であります。

以上三点に関連をして、政府の今次のこの入場税を含む税制の改正には、財界に迎合した面が非常に多いということであり、即ち生活費に課税することになる間接税が、今回の税制改正には大幅に新設され、増徴されていきます。而して直接課税である所得税、法人税等は減税されていきます。殊に先頃来の汚職事件が明るみにさらされるに従ひ、国家財政融資の面は自然的に引締められつつあるのであります。従つて財界は財産税、所得税、法人税等の合法的な減額を政府に強力に要請しておるのであります。政府はこれに對して税制改正の諸法案を通過せしめ、消費税等の間接税に転嫁せしめていゝのであります。この傾向は、現政府の続く限りいゝ露骨となるのであります。この入場税法案もまづこれなくその一環であります。而も今、露骨な中央集権的な野望と結付いて、地方に對するしわ寄せの形で現われようとしておるのであります。

この点を私はあえて附言して、断固として本法案に反対をいたして討論を終ることにいたします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 平林太一君。

〔平林太一君登壇、拍手〕

○平林太一君 入場税法案に対し、無所屬クラブを代表して反対の意を表明するものであります。要約して、反対理由に対し特に重要と認むる二つの事柄を明瞭にいたして、その理由といたすものであります。

第一は、入場税の国税移管によつて生ずる予算の見込額の総額は百九十五億円と算定いたされております。これに對しまして、先刻は成瀬君から、車の同輪のごときのお説がありました。が、即ちこの相離ることのできない關係を持つております遊興飲食税であります。この遊興飲食税を入場税と同様の措置をいたしますれば、約三百億円と私は承知いたしておりますのであります。政府が地方財政の偏在を是正して、地方町村の貧弱、困窮、困窮せる財政に潤いを与えんとしてこの入場税の措置をいたしたのでありますから、なぜ三百億円のこの遊興飲食税を、入場税と同様の措置をこのたびとらなかつたか。極めて奇怪であり、不可解の事柄であります。先ずこの措置をとらざるがために、この入場税に對します措置をいたしました裏面に非常な不明朗なる、不純なるものが存するといふことをここに明らかに申し上げて置く次第であります。(拍手)

人は人が使用する場合に、三尺の長さを以て杖としての用をなすのであります。然るにこれを二尺に切り、一尺に切ります場合におきましては、二尺の杖といふものは用をなしません。いれや一尺の杖は用をなさない。入場税の百九十五億円というがごときものを地方財政に、これを措置いたしたとしても、これはあたかも杖に例えますれば一尺なり二尺のものである。用をなさない。これに對して三百億円の遊興飲食税をこれに懸ぎ足しをいたしますれば、即ち三尺の杖としてこれが使用される効力を發揮するのである。極めて明らかなる事実である。然るにかような明瞭なる事実がわかつておるにもかかわらず、殊更にこの遊興飲食税を除外したといふことは、どういふ理由であるかといふことを、大蔵大臣に委員会におきまして質しましたところ、大蔵大臣はいわく、遊興飲食税はこれを国会に提出しても、議決をされる見通しが付かない。議決をされる見通しの付かないものをあえてするといふことは、ひとり遊興飲食税だけの問題でない。政府提出の法案はその事前において見通しを付けて、これが通過するといふ見通しがあるものだけに限つてこれを提出するのであると、こういうことであります。

極めて明らかであります。そういたしますと、遊興飲食税を拒否いたしましたところのこの元兇といふものは、衆議院の政府与党であるといふことである。(拍手)故に多くを費しませんが、この遊興飲食税が阻止せられたという裏面には、衆議院の自由党或いは総務会等においてこれをいたしたのであります。これが、いわゆる造船汚職と同様なる、これは恐るべき汚職疑獄がこれに潜んでおるといふことを明らかにいたすのであります。(拍手)これが先ず第一の理由である。

私は、現に当院におきましても、極めて善良と思われております加藤武徳君が、衆議院自由党の放射能の要素によつて(笑聲)今日あのようなじめなる事態を呈しておる。(拍手)かようなことがあるから、本日このことをあえて申すのであります。故に反対せざるを得ない第一の理由である。

第二の理由は、すでに先刻委員長によつて報告をいたしておりますがごとく、本院は去月二十三日に、当議場に於ける特定なる政党を除く他の各党派派一人の異論者もなくして、現内閣、殊にその責任者である内閣総理大臣吉田茂君に對して、警告決議案を議決いたしております。この警告決議案の意図するところは、第一に檢察庁法第四十条の指揮権免職の撤回を求めるというところである。第二は、その当該の大員であつた法務大臣大藏健君の行政的処分措置を、單なる辭職にとどむることとは妥当でない。懲戒免官の処分にするべしといふことが第二の目的である。(拍手)以て信を天下に明らかにすべきである。第三は、その政治的責任として、吉田君の退陣、辭退を求めておるというのがこの決議案の意図、目的である。(拍手)然るに、これに對して政府当局は、今日までの経過に徴しまして、何らの処置をとつておらないのみならず、とらないどころではない、吉田君の答弁とするところは、かくのごとき行為は当然のことである。併し、これが法律の暴力行為と認むるかも知れませんが、これはいたして敢えてこれを辭せないものであるといふのである。法律的行為であるといふのである。驚くべき言葉である。而も、かような問題に對しては答弁をいたしません。昨日のごときも當議場において、その質疑に對して、いわゆる罵詈雑言に對しては答弁をしませんといふのであります。答弁をしないといふことは、内閣総理大臣としての職務を放棄したのである。(その通り)と呼ぶ者あり。職務を放棄したといふことは、事実上辭職をしたといふことである、彼は……。

(拍手) こういう驕慢粗暴、傍若無人、全然反省をしていない。併し、それでこの決議案がそのままに放置せられてよろしいか。この決議案といふものは、今日まで回を重ねること十九国会に及んでおりますが、この十九国会の間において未だ前例を見ざる重大なる、本院といたしましては、参議院の全性格をかけて、全国民を代表して政府の処決を求めておるものである。(その通り)と呼ぶ者あり。然るに、只今も申した通りの政府の態度である。これ以上はどうすればよろしいか。(入場税の話をしろ)と呼ぶ者あり。國運をします。これに對しまして、先日廣瀬久忠君はこの問題に對して、この質疑をいたしておりますが、同君は曾つて今期国会の劈頭におきまして、綱紀肅正特別委員会設置に對して、政府の清濁を信じて反対をした人であります。なおこの決議案に對しましては、廣瀬君と同様の会派に属する宮城タマヨ君が、蔑たけき女性の身を以て而も全国民の輿論を担つて、その懸念を表明をいたしたのである。(拍手)かくのごときこの決議案が、そのまま放置せられるといふことを、政府が反省をしないといふことであれば、当然、当院といたしましては、議案に對しては、次々にこれを否決し、不成立ならしめ……。

○議長(河井彌八郎) 平林君、時間が來ました。

○平林太一君(続) 或いは審議未了ならしめて、この法案をなくすといふこと以外の措置はないのではないか。(拍手)これは本院の性格をかけた重大なる問題である。昨日も……。

○議長(河井彌八君) 平林君、時間が来ました。

○平林(河井彌八君) 議長は、昨日も吉田君に対して、再度の答弁を職務上要求しておつたが、吉田内閣総理大臣は、我が参議院議長のその態度を拒否して、逃げるがごとくこの議場を去つたのではないか。(何を言つてゐるか「時間と呼ぶ者あり」かくのごとき総理大臣というものは、一日も速かに退陣せしめなければならぬ。

○議長(河井彌八君) 平林君、平林君、時間が来ました。

○平林(河井彌八君) 議長は、この法案を否決して行くといふことである。だから入場税に対しても、この取敢えずの処置としてこれに反対するものであります。

以上を申述べる次第であります。

(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。

これより両案の採決をいたします。先ず、当せん金附証票法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) 次に、入場税法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第三より第十三までの請願及び日程第十四及び第十五の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。郵政委員長池田宇右衛門君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔池田宇右衛門君登壇、拍手〕

○池田宇右衛門君 只今議題となりました請願及び陳情につきまして、郵政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず、宮城県石巻市山下に無集配特定郵便局設置の請願、広島県和田村に無集配郵便局設置の請願、福島県富成郵便局の集配事務開始に関する請願、熊本県芳野郵便局の集配事務開始に関する請願、東京都西品川に特定郵便局設置の請願、岡山市平井地区に特定郵便局設置の請願、福島県中村町西部地区に特定郵便局設置の請願二件、長崎県下原簡易郵便局の無集配特定局昇格

に関する請願、合併市町村の郵便局等の統合整理に関する請願、長崎県西有家郵便局の集配局昇格に関する請願でありますが、これらはいずれも関係地域の発展に伴う郵便施設の改善方につき郵政省の措置を要する請願であります。

次に、青森県小湊町に郵政省結核療養所設置の請願でありますが、これは同地区における郵政従業員に対する結核病床が十分でないから専用の療養所を設置せられたいとの請願であります。

最後に、北海道占冠郵便局電報配達員増員に関する陳情、特定郵便局事務の請負化反対に関する陳情であります。が、前者は同局の電報配達員が一名であるため、時間外の配達に支障があるから増員せられたいとの陳情であり、後者は、特定郵便局を請負化するとの風評があるが、現機構を改善することのないよう考慮せられたいとの陳情であります。

委員会におきましては、以上申述べました諸件につき、慎重審議の結果、いずれも願意を妥協と認めてこれを採択し、議院の会議に付し、且つ内閣に送付すべきものと全会一致を以て決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員会報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて、これらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会は、明日午前十時より開会いたします。議事日程は、決定次第公報を以て御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十分散会

○本日の会議に付した事件

一、対米債務等に関する緊急質問

一、日程第一 当せん金附証票法の一部を改正する法律案

一、日程第二 入場税法案

一、日程第三乃至第十三の請願

一、日程第十四及び第十五の陳情

出席者は左の通り。

議長 河井 彌八君
副議長 重宗 雄三君
議員
河野 謙三君 高良 とみ君
小林 武治君 小林 政夫君
岸 良一君 北 勝太郎君
加藤 正人君 片柳 眞吉君
梶原 茂嘉君 上林 忠次君
柏木 庫治君 井野 碩哉君
石黒 忠篤君 飯島連次郎君

加賀山之雄君 赤木 正雄君
山川 良一君 森 八三三君
森田 義衛君 村上 義一君
宮城タマヨ君 溝口 三郎君
三浦 辰雄君 前田 穂君
廣瀬 久忠君 後藤 文夫君
早川 慎一君 野田 俊作君
中山 福蔵君 豊田 雅幸君
常岡 一郎君 土田国太郎君
田村 文吉君 館 哲二君
竹下 豊次君 高橋 道男君
杉山 昌作君 新谷寅三郎君
島村 軍次君 白井 勇君
横川 信夫君 木村 守江君
安井 謙君 伊能 芳雄君
青柳 秀夫君 高野 一夫君
西川弥平治君 石井 桂君
関根 久蔵君 川口鶴之助君
吉田 萬次君 酒井 利雄君
佐藤清一郎君 劍木 亨弘君
森田 豊壽君 長島 銀藏君
宮本 邦彦君 富田 重文君
長谷山行毅君 田中 啓一君
滝井治三郎君 石川 榮一君
大矢半次郎君 石原幹市郎君
岡崎 眞一君 岡田 信次君
植竹 春彦君 大谷 肇君
松岡 平市君 一松 政二君
園 伊能君 中川 幸平君
西郷吉之助君 左藤 義詮君
北村 一男君 中川 以良君
寺尾 豊君 吉野 信次君
山縣 勝見君

大屋 晋三君	津島 壽一君	安部キミ子君	矢嶋 三義君
大達 茂雄君	青木 一男君	藤田 進君	田中 一君
大野木秀次郎君	小瀧 彬君	栗山 良夫君	吉田 法晴君
古池 信三君	伊能繁次郎君	藤原 道子君	小笠原三三男君
杉原 荒太君	榎原 亨君	菊川 孝夫君	若木 勝藏君
大谷 賢雄君	宮澤 喜一君	山田 節男君	天田 勝正君
高橋 衛君	横山 フク君	松本治一郎君	中田 吉雄君
西岡 ハル君	重政 庸徳君	三橋八次郎君	千葉 信君
小澤久太郎君	木内 四郎君	羽生 三七君	野濤 勝君
藤野 繁雄君	雨森 常夫君	荒木正三郎君	三木 治朗君
石村 幸作君	青山 正一君	曾根 益君	山下 義信君
秋山俊一郎君	入交 太蔵君	市川 房枝君	東 隆君
仁田 竹一君	松平 勇雄君	木島 虎蔵君	白川 一雄君
永岡 光治君	上原 正吉君	野本 品吉君	三浦 義男君
郡 祐一君	山本 米治君	松永 義雄君	石川 清一君
小野 義夫君	三輪 貞治君	最上 英子君	松浦 定義君
平井 太郎君	川村 松助君	鈴木 強平君	深川タマエ君
堀 末治君	白波瀬米吉君	武藤 常介君	寺本 廣作君
池田宇右衛門君	島津 忠彦君	須藤 五郎君	平林 太一君
湯山 勇君	大和 與一君	八木 秀次君	井村 徳二君
小林 英三君	草葉 隆圓君	八木 幸吉君	鈴木 一君
黒川 武雄君	石坂 豊一君	加瀬 完君	千田 正君
井上 知治君	岩沢 忠恭君	松澤 兼人君	上條 愛一君
内村 清次君	秋山 長造君	有馬 英二君	堀木 鍾三君
阿具根 登君	海野 三朗君	笹森 順造君	菊田 七平君
大倉 精一君	河合 義一君	長谷部ひろ君	木村福八郎君
龜田 得治君	小松 正雄君	相馬 助治君	村尾 重雄君
近藤 信一君	竹中 勝男君	榎橋 小虎君	鶴見 祐輔君
成瀬 幡治君	小林 亦治君	一松 定吉君	吉米地義三君
小酒井義男君	佐多 忠隆君	松原 一彦君	
重盛 壽治君	小林 孝平君		
久保 等君	堂森 芳夫君		
森崎 隆君	高田なほ子君		

外務大臣 岡崎 勝男君	大蔵大臣 小笠原三九郎君	国務大臣 諸方 竹虎君
安部キミ子君	藤田 進君	栗山 良夫君
吉田 法晴君	小笠原三三男君	若木 勝藏君
天田 勝正君	中田 吉雄君	千葉 信君
野濤 勝君	三木 治朗君	山下 義信君
東 隆君	白川 一雄君	三浦 義男君
石川 清一君	松浦 定義君	深川タマエ君
寺本 廣作君	平林 太一君	井村 徳二君
鈴木 一君	千田 正君	上條 愛一君
堀木 鍾三君	菊田 七平君	木村福八郎君
村尾 重雄君	鶴見 祐輔君	吉米地義三君

政府委員
外務省条約局長 下田 武三君
大蔵省理財局長 阪田 泰二君
郵政政務次官 飯塚 定輔君

参議院會議録第四十号正誤

頁 段 行 誤 正
三七 一 朝鮮におけ る武力 朝鮮におけ る武力
三六 一 終 優元関係 優先関係
三六 二 終 従して 従つて

明治三十五年 三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部

十五円

(配達料共)

発行所

東京新聞社市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二五
振替東京九〇〇〇官報課